

各位

平成 27 年 7 月 22 日

会社名 サイバーステップ株式会社 代表者名 代表取締役社長 佐藤 類

(コード番号 3810 東証マザーズ)

問合せ先 取締役経営管理室長 今井正昭

(TEL 03-5355-2085)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年7月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年8月25日開催予定の第15期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 28 条(損害賠償責任の一部免除)の一部を変更するものであります。なお、第 28 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2変更の内容

変更内容は次のとおりとなります。

(下線は変更部分を示します。)

変更案

| (損害賠償責任の一部免除) | (損害賠償責任の一部免除) |
|---|--|
| 第28条 (現行どおり) | 第28条 (現行どおり) |
| 2 当会社は、 <u>社外取締役</u> 及び <u>社外監査役</u> との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。 | 2 当会社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u> 及び <u>監査役</u> との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。 |

3 日程

①定款変更株主総会決議日 平成27年8月25日

現行定款

②効力発生日 平成 27 年 8 月 25 日